

平成28年第10回

三股町農業委員会総会議事録

三股町農業委員会

平成28年第10回三股町農業委員会総会議事日程

平成28年10月28日（金）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第24号使用貸借の合意解約について
- 日程第5 議案第39号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第6 議案第40号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第7 議案第41号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

平成28年第10回三股町農業委員会総会審議結果

議案第39号

農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 6）

不許可（ 1）

議案第40号

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 16）

議案第41号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 5）

平成28年第10回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 10月28日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第2会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 10月28日（金曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	新坂哲雄	9 番委員	出水 茂
2 番委員	福永スミ子	10 番委員	上西幸一
5 番委員	蔵元順市	11 番委員	前田 万
6 番委員	小牧 力	12 番委員	小倉休幸
7 番委員	西村 登	13 番委員	堀内和義
8 番委員	中村美和子	14 番委員	溝口良信

欠席者

4 番委員 和田善秋

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 係 長
事務局 副主幹

(一 同 礼)
開 会 9 時 00 分

議長（溝口良信）

ただ今から平成 28 年第 10 回三股町農業委員会総会を開催いたします。

本日は全員出席ですので、総会は成立いたします。

もしくは（和田委員・西村委員が欠席であります）、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

まず日程第 1、会議録署名委員に 12 番委員小倉さんと、13 番委員堀内さんを指名いたします。つづきまして日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。

会期は今日 1 日間に御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は 1 日間に決定しました。

日程に従いまして、議事にはいります。

日程第 3、報告第 23 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 23 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 3 件 4 筆 2,341 m²、田が 3 筆 1,957 m²、畑が 1 筆 384 m²でございます。

詳細について担当がご説明いたします。

事務局

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書でございます。

賃貸借権の合意解約について報告するものでございます。

平成 28 年 10 月 12 日から平成 28 年 10 月 14 日までに届出されたものです。

農地法に基づく解約が 1 件、農業経営基盤強化促進法による利用権の解約が 2 件でございます。解約の内容につきましては議案書をご覧ください。

議長（溝口良信）

何かご質問はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

ご質問等がなければ次の報告に進みます。日程第 4、報告第 24 号使用貸借の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 24 号、使用貸借の合意解約についてであります。合計 1 件 1 筆 1,007 m²で、田が 1 筆 1,007 m²でございます。

詳細について担当がご説明いたします。

事務局

平成 28 年 10 月 14 日受付分になります。農地法に基づく使用貸借の合意解約についてであります。詳細につきましては、議案書をご覧ください。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

ご質問等がなければ次の報告に進みます。

日程第 5、議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてであります。

合計 7 件 11 筆 8,387 m²で、田が 4 筆 4,019 m²、畑が 7 筆 4,368 m²でございます。

詳細について担当がご説明いたします。

事務局

受付番号 90 番、H28 10 月 14 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地 大字樺山字前山○○○番の計 1 筆で面積はそれぞれ 1,468 m²です。

90 番は渡人の労力不足の所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

9 番委員（出水 茂）

蔵元委員と今月 25 日に現地確認と本人聞き取りを行いました。場所は航空写真図をご覧ください。受人は谷に住んでおられまして、今現在、役場の都市整備課で働きながら、水稻と和牛生産を行いながら、農業経営を行っております。農地は全て耕作されております。機械能力、農業に従事する家族は 3 名でございます。状況からみても効率的に利用できるの見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものでございます。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 90 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 90 番は許可することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 91 番、H28 10 月 14 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地
大字蓼池字三本松○○○○番の計 1 筆で面積は 588 m²です。

91 番は渡人の労力不足の所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用
すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面
積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

13 番委員（堀内和義）

受付番号 91 番につきましては、10 月 25 日に福永委員と現地確認と本人聞取りを行
いました。場所は航空写真図をご覧ください。受人は蓼池に住んでおりまして、和
牛飼育と水稻生産を行っております。農地は全て耕作されており、農作業従事は 4
名です。耕作用農機具も準備されております。状況から見ても効率的に耕作が見込
まれます。農地拡大の為の所有権移転になります。利用要件・従事要件・調和要件
など特に問題がないものと判断し、許可相当といたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 91 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 91 番は許可することに決定しました。
次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 92 番につきましては、関係者をお呼びしていますので後ほどご審議をお願いします。受付番号 93 番です。H28 10 月 14 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字宮村字堀川○○○○及び○○○○の計 2 筆で面積はそれぞれ 449 と 2,110 m²です。

93 番は渡人の生前贈与の所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

8 番委員（中村美和子）

受付番号 93 番につきましては、10 月 25 日に南部班 3 名で現地確認と本人聞き取りを行いました。場所は航空写真のとおりになります。今回は母親の○○○○さんが 90 歳と高齢の為、隣に住む息子さんに贈与という形で所有権移転をするものです。農地は耕作されており、農作業に従事する家族は、2 名です。利用要件、従事要件、調和要件等特に問題無いものと判断し、許可相当と判断しました。3 名で見ている時、ここが土地改良区内で排水がうまくできていなかったです。町に連絡し、対応して下さるということでした。以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

5 番委員（藏元順市）

水がものすごく溢れておりました。立会いしてもらったら、パイプラインのバルブが開いているということでした。今、町で対応してもらっています。

議長（溝口良信）

何かご意見ご質問はございませんか。

議長（溝口良信）

受付番号 93 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

受付番号 93 番は、許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 94 番、H28 10 月 14 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字長田字丸岡○○○○－○の計 1 筆で面積は 952 m²です。

94 番は渡人の労力不足による所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（藏元順市）

受付番号 94 番につきましては、新坂委員と一緒に 10 月 26 日に現地確認と本人聞き取りを行いました。場所は航空写真をご覧ください。

受人は中米に住んでおられ、水稻と和牛生産をされておられます。農地はすべて耕作されており、機械能力は充分です。農作業に従事する人数は 3 名です。現況から見ても効率的に耕作ができます。農地拡大の為の所有権移転であります。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題が無いものと判断しました。許可相当と考えます。以上です。

議長（溝口良信）

何かご意見、ご質問はございませんか。

議長（溝口良信）

受付番号 94 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長（溝口良信）

受付番号 94 番は、許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 95 番、H28 10 月 14 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字蓼池字野中○○○○－○と○○○○－○○の計 2 筆で面積はそれぞれ 249 と 50 m²の計 2 筆です。

95 番は渡人の労力不足による所有権移転であります。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（福永スミ子）

95 番について、ご説明いたします。10月25日に堀内委員と現地調査を行いました。27日に本人聞き取りを行いました。場所は航空写真をご覧ください。受人は蓼池に住んでおられ、13年前に帰ってこられ、それから農業を始められています。トラクターはありませんが、耕作機等一式はあります。里芋等畑作を中心に農業経営をされておられます。農地は一部休耕田がありますが、効率的に耕作されております。労力は1名です。所有権の移転に基づき、従事要件、調和要件、利用要件等特に問題が無いものと判断しました。許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号95番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号95番は許可することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号96番、H28 10月14日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字蓼池字野中○○○○-○と○○○○-○・高柳○○○○番の計3筆で面積はそれぞれ286・272・982㎡です。

96番は受人の要望による所有権移転であります。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（福永スミ子）

受付番号 96 番につきましてご説明いたします。25 日に現地調査等を行いました。場所は、航空写真等をご覧ください。場所は 50～60 cm くらい地上げを行っております。雑草の管理等をきちんとされておられます。従事要件、調和要件、利用要件等特に問題が無いものと判断しました。許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 96 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 96 番は許可することに決定しました。

つづきまして日程第 6、議案第 40 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。あと 3 条申請 92 番について参考人が到着しだい、そちらの審議を行います。ご了解宜しくをお願いします。

事務局

議案第 40 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。

合計 16 件 21 筆 7,004 m²、田が 4 筆の 1,263 m²畑が 17 筆 5,741 m²であります。

詳細については、担当がご説明いたします。

事務局

受付番号 85、H28/10/11 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字下沖〇〇〇〇-〇、畑、257 m²です。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転、転用目的は、貸家住まい解消の一般個人住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

12 番委員（小倉休幸）

今回中央班は受付番号 85 番から 10 件程度ありますが、中央委員 3 名で 10 月 25

日に現地調査等を行いました。受付番号 85 番の位置につきましては、航空写真をご覧ください。受人は自己所有の住宅を建築する為、申請をするものであります。隣接地が畑であるため、境界にはブロックを設置します。生活排水については、東側にある公共下水道にて排水し、雨水については、既設側溝に放流するということとございます。特に問題は無く、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 85 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 85 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 86、H28/10/11 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場〇〇-〇、畑、384 m²です。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転、転用目的は、貸家住まい解消の一般個人住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

12 番委員（小倉休幸）

受付番号 86 番について説明します。場所は航空写真をご覧ください。申請人は現在借家住まいをされておられます。借家解消の為、住宅建築を考えておられます。特に問題無く、汚水は公共下水道に排水し、雨水については、既設側溝への放流になります。許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 86 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 86 番は承認することに決定しました。
次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 87、H28/10/14 受付、受人：〇〇〇〇 他 1 名、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場〇〇-〇、畑、345 m²です。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅 1 棟となっております。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長 (溝口良信)

担当委員の説明をお願いします。

12 番委員 (小倉 休幸)

受付番号 87 番の場所は、航空写真をご覧ください。譲受人は現在借家住まいであり、借家住まい解消の為の住宅建築になります。周辺も住宅が建ち並び問題無く、汚水については、南側道路の公共下水道に接続、雨水については、既設側溝に排水となります。許可相当と判断しました。以上です。

議長 (溝口良信)

何か質問、意見はございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (溝口良信)

受付番号 87 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 87 番は承認することに決定しました。
次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 88、H28/10/14 受付、受人：〇〇〇〇 他 1 名、渡人：〇〇〇〇、申請地：稗田〇〇-〇、畑、1148 m²のうち 429 m²の一部転用です。農地区分は第 3 種農地、権利の内容は使用貸借権設定で、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅 1 棟となっております。資金計画は借入です。こちらの農地は、準工業地域です。農地法施行

規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

11 番委員（前田万）

受付番号 88 番につきましては、場所は航空写真のとおりになります。譲渡人は札幌に在住しておりまして、受人は現在借家住まいをされておられます。土地の交渉が成立したということでの一般住宅建築になります。隣接地の作物に害を及ぼさないように、配慮したいということでした。汚水については北側道路の公共下水道に接続、雨水については、既設側溝に放流になります。特に問題無く許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

他に質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 88 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 88 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 89、H28/10/14 受付、受人：〇〇〇〇 他 1 名、渡人：〇〇〇〇、申請地：稗田〇〇-〇、畑、1148 m²のうち 363 m²の一部転用です。受付番号 88 の申請地の東側になります。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅 1 棟となっております。資金計画は借入です。こちらの農地は、準工業地域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

11 番委員（前田万）

89 番につきましては、先程の 88 番の近接地になります。詳細につきましては、航

空写真をご覧ください。譲渡人は 88 番と同一の方になります。受人の方は借家住まい解消の為の住宅建築になります。隣接農地に悪影響を与えないように配慮をするということでした。汚水に関しては、公共下水道に接続、雨水に関しては既設側溝に排水となります。許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 89 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 89 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 90、H28/10/14 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇 他 1 名、申請地：稗田〇-〇、畑、282 m²です。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転、転用目的は、貸家住まい解消の一般個人住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

11 番委員（前田 万）

90 番につきましては、以前申請が上がった近接地になります。詳細につきましては、航空写真をご覧ください。今回の申請にあたりまして、渡人は 2 名の共有名義になっておりまして、それぞれ〇〇と〇〇に在住されております。土地の管理がままならないということで、今回の申請に至りました。譲受人は住宅建築を予定しておりまして、周辺畑には悪影響が無いように配慮するということでした。汚水につきましては、公共下水道に接続、雨水につきましては、近接側溝に排水するということです。特に問題無く、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 90 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 90 番は承認することに決定しました。
次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 91、H28/10/14 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇 他 1 名、申請地：
稗田〇-〇〇、畑、97 m² 他 1 筆 計 231 m²です。農地区分は第 3 種農地、売買に
よる所有権移転、転用目的は、駐車スペース不足解消による露店駐車場です。資金
計画は借入です。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条 3
号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたしま
す。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

11 番委員（前田万）

受付番号 91 番につきまして、ご説明いたします。受付番号 91 番の場所は航空写真
をご覧ください。受人は隣地で〇〇〇〇を経営されている方になります。駐車場ス
ペース確保による転用申請になります。雨水につきましては、地下浸透と既設側溝
への排水となります。周辺環境等からも特に問題無く、許可相当と判断しました。
以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 91 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 91 番は承認することに決定しました。
次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 92、H28/10/14 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字大工原〇〇〇〇-〇、畑、263 m² です。農地区分は第3種農地、贈与による所有権移転、転用目的は、貸家住まい解消の一般個人住宅1棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第44条3号により用途地域であることから第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

10 番委員（上西幸一）

受付番号 92 番の場所につきましては、航空写真をご覧ください。譲渡人と譲受人とは親戚関係になります。今回新築住宅による転用申請になります。雑排水に関しては、合併浄化槽にて処理をし、雨水に関しては既設側溝にて処理になります。特に問題無く許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 92 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 92 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 93、H28/10/14 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇 他1名、申請地：新馬場〇-〇〇、田、321 m² 他1筆 計642 m² です。農地区分は第3種農地、売買による所有権移転、転用目的は、宅地分譲3区画です。資金計画は自己資金です。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第44条3号により用途地域であることから第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

10 番委員（上西幸一）

受付番号 93 番につきまして、ご報告いたします。場所につきましては航空写真をご覧ください。本申請地に関しては宅地分譲にて開発をする予定であります。雨水に関しては公共下水道にて処理を行い、雨水に関しては既設側溝にて処理をする予定であります。特に問題無く、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 93 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 93 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 94、H28/10/14 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字大工原〇〇〇〇-〇、畑、893 m²です。農地区分は第 3 種農地、権利の設定は使用貸権設定です。転用目的は、貸家住まい解消の一般個人住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらは、一般住宅の基準面積 500 m²を超えているが、母が営んでいる〇〇〇〇の利用者の駐車場敷地、通路部分を除くと、住宅地部分は約 500 m²となります。土地利用計画に問題がないため、住宅面積の例外として加算可能と認められます。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。なお、こちらは転用許可を受けずに一部 278 m²ほど駐車場及び庭として無断で転用しておりましたので、一部追認申請となり始末書が添付されております。始末書を読み上げます。（始末書朗読）

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

10 番委員（上西幸一）

受付番号 94 番につきましては、三股中学校横付近になります。詳細は航空写真をご覧ください。宅地部分が 500 m²、駐車場が 215 m²、通路部分が 127 m²、使用貸借により、貸家住まい解消の為に住宅を建築するということとございます。汚水につきましては、合併浄化槽を設置し、雨水については既設側溝への接続と地下浸透により処理を行います。許可相当と判断しました。なお、駐車場が 215 m²と個人の

駐車場としては、広いのですがここにつきましては、母親が営んでおります〇〇〇〇の生徒向け駐車場で利用するというございます。以上です。

議長（溝口良信）

ご質問、ご意見はありませんか。

11 番委員（前田万）

補足で説明いたします。航空写真をご覧ください。入り口の白い部分につきましては、庭石を置いておりまして、ここをどう今後利用するか分かりませんが、奥の部分に住宅を建築する形になります。

議長（溝口良信）

他にご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

無いようですから、受付番号 94 番につきまして、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 94 番は承認することに決定しました。
次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 95、H28/10/13 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇 他 1 名、申請地：宮村字平原〇〇〇-〇、畑、249 m² 他 1 筆 計 581 m²です。農地区分は第 2 種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般個人住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらは、一般住宅の基準面積 500 m²を超えているが、土地利用計画に問題がないため、住宅面積の例外として加算可能と認められます。こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第 2 の 1 の（1）のカに定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

8 番委員（中村美和子）

受付番号 95 番につきましては、10 月 25 日に南部班 3 名で現地確認を行いました。場所は航空写真をご覧ください。ここは住宅建築に伴う転用です。今年 1 月に出産され家賃解消、子供を育てるのに環境がいいということで、この地区を選ばれたみ

たいです。小学校も近い為、建設を決められたそうです。排水は集落排水、汚水は公共下水道を利用、隣接地には土壌が流れないように、ブロックをして土壌対策をするということです。特に問題が無いものと思われ許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問・ご意見はございませんか。

中村委員、汚水は農業集落排水じゃないでしょうか。雨水は町道の側溝ということじゃないかなと思います。訂正をお願いします。他に何か無いでしょうか。

11 番委員（前田万）

譲渡人の住所が園と書いてありますが、祇園の間違いじゃないでしょうか。

事務局

申請書は祇園になっておりました。申し訳ございません。宮崎市祇園 4 丁目です。

議長（溝口良信）

他に何かありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 95 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 95 番については承認することに決定しました。

（途中省略）

議長（溝口良信）

それでは、総会を再開いたします。5 条申請 96 号から審議を再開します。

事務局の説明をお願いします。

事務局

受付番号 96、H28/10/14 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇、申請地：宮村字植木〇〇〇〇-〇、畑、440 m² 他 1 筆 計 514 m² です。申請地番間違いですすでに平成 28 年 8 月 16 日付けで転用許可が下りた〇〇〇〇-〇 については、今回 10 月 14 日付けで許可書の返戻願いが提出され、今回再申請されたものです。農地区分は第 3 種農地、贈与による所有権移転、転用目的は、貸家住まい解消の一般個人住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらは、一般住宅の基準面積 500 m² を超えているが、全体計画面積 568 m²のうち、通路部分 128 m²をさしひくと、宅

地部分 440 m²となります。土地利用計画に問題がないため、住宅面積の例外として加算可能と認められます。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。なお、こちらは転用許可を受けたと勘違いしていたために、すでに造成に着手してしまったため、追認申請となり始末書が添付されております。(始末書朗読)

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（藏元順市）

10 月 25 日に南部班で現地確認等を行いました。場所は航空写真をご確認ください。今回は場所の取り違いによる始末書提出になるようです。始末書には造成着手時に気がついた模様です。特に問題無く許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問・ご意見はございませんか。無いようですから受付番号 96 番につきまして承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので受付番号 96 番につきましては、承認することに決定いたしました。続きましての説明をお願いします。

事務局

受付番号 97、H28/10/14 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字南原〇〇-〇〇、畑、424 m²です。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅 1 棟となっております。資金計画は借入となっております。こちらの農地は、第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

13 番委員（堀内和義）

受付番号 97 番について説明します。福永委員の 2 名で確認しました。場所は航空写真をご覧ください。10 月 25 日に現地確認等を行いました。受人は借家住まい解消の為の住宅建築になります。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水に関し

ては南側側溝に放流、敷地内の雨水も地下浸透にて処理を行います。特に問題ないものと思われ許可相当と判断しました以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見等はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 97 番に関して承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 97 番に関しましては承認することに決定いたしました。続きましての説明をお願いします。

事務局

受付番号 98、H28/10/14 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字出水〇〇〇〇-〇、畑、482 m² です。農地区分は第 2 種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般個人住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第 2 の 1 の（1）の力に定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。

2 番委員（福永スミ子）

10 月 25 日、南部班 2 名で現地確認等を行いました。場所については航空写真をご覧ください。転用目的は一般住宅、受人は住宅に住んでいますが、手狭で生活に不便をしているので、環境も良いことから本申請地に住宅を建築することになりました。生活排水は合併浄化槽にて処理をし、雨水に対しては溜枳にて処理をします。貴重な甘藷畑で惜しまれますが、転用申請については何ら問題無く、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見等はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 97 番に関して承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 98 番に関しましては承認することに決定いたしました。続きましての説明をお願いします。

事務局

受付番号 99、H28/10/14 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇他 2 名、申請地：蓼池字南原〇〇〇〇-〇、畑、293 m²です。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転、転用目的は住まい解消の一般住宅 1 棟となっております。資金計画は借入です。こちらの農地は、準工業地域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

13 番委員（堀内和義）

受付番号 99 番につきましては、福永委員と 10 月 25 日に現地確認等を行いました。場所の詳細は航空写真をご確認ください。受人は住宅建築に伴う転用申請でございます。隣接地との境界にはブロックを設置し、農地に悪影響が無いように配慮するとのことです。生活排水に関しては合併浄化槽を設置し、雨水に関しては西側の町道側溝に放流。敷地内の雨水も同側溝へ放流します。特に問題無いものと思われ許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見等はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 99 番に関して承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 99 番に関しましては承認することに決定いたしました。続きましての説明をお願いします。

事務局

受付番号 100、H28/10/14 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇-〇、田、500 m² 他 1 筆 計 621 m² です。農地区分は第 2 種農地、贈与による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般個人住宅 1 棟です。資金計画は自己資金です。こちらは、一般住宅の基準面積 500 m²を超えているが、全体計画面積 621 m²のうち、通路部分 121 m²をさしひくと、宅地部分 500

m²となります。土地利用計画に問題がないため、住宅面積の例外として加算可能と認められます。こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第2の1の(1)の力に定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。 蓼池字大原〇〇〇〇-〇〇 (持分 1/2)

13 番委員 (堀内和義)

受付番号 100 番につきましては、福永委員と 10 月 25 日に現地確認等を行いました。場所は航空写真をご覧ください。受人は貸家住まい解消の為の住宅建築になります。町道が通っていますが、奥の方と聞いております。通路敷地を含めた申請になります。隣接地との境界にはブロックを設置し、農地に被害が及ばないようにするという事です。生活排水については合併浄化槽を設置し、雨水は南側町道側溝に放流、敷地内の雨水は地下浸透等により処理します。特に問題無いものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長 (溝口良信)

何かご質問、ご意見等はありませんか。

6 番委員 (小牧力)

この辺りの現状はどのようになっているのでしょうか。

13 番委員 (堀内和義)

現状では、航空写真には載っていませんが、住宅が数軒建っています。住宅地として今後進んでいくだろうと思われれます。

議長 (溝口良信)

他に何かありませんか。受付番号 100 番に関して承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 (溝口良信)

受付番号 100 番に関しましては、承認することに決定しました。つきまして日程第 7、議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてであります。今回、所有権はありません。利用権設定につ

いては、合計が5件10筆11,444㎡、田が7筆9,095㎡、畑が3筆2,349㎡でございます。利用権設定の内訳としまして、通常利用権設定の合計が5件10筆11,444㎡、田が7筆9,095㎡、畑が3筆2,349㎡。農地中間管理機構による利用権ありません。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

利用権設定各筆明細です。利用権設定各筆明細は総会資料16ページです。何かご質問、ご意見がありましたらよろしく申し上げます。

議長（溝口良信）

総会資料16ページの249番から253番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

総会資料16ページの249番から253番までについて承認することに決定しました。以上で本日の総会に付議された案件は全部議了しました。しばらく休憩とします。

休 憩 11時30分

再 開 11時40分

それでは只今より全員協議会にはいります。何か協議会に諮ることはございませんか。

事務局

1. 会長あいさつ
2. 今後の行事日程について
3. 農業委員先進地視察研修の実施等について
4. その他

議長（溝口良信）

本日は、全議案慎重審議くださりましてありがとうございました。

これで第10回三股町農業委員会総会を終了します。

《閉 会 11時50分》